

# あやべ・日東精工アリーナ (綾部市市民センター)

競技場・武道場使用料金表 (単位：円)

					午前半日 午前9時 ～正午	午後半日 午後1時 ～午後5時	昼間1日 午前9時 ～午後5時	夜間半日 午後6時 ～午後10時	午後～夜間 午後1時 ～午後10時	全日 午前9時 ～午後10時	超過料金 1時間につき	
競技場	全面利用	営利を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	平日	4,200	5,600	9,800	6,400	12,000	16,200	2,000	
				土・日及び休日	6,000	8,000	14,000	8,000	16,000	22,000	2,000	
			入場料を徴収する場合	平日	25,200	33,600	58,800	38,400	72,000	97,200	12,000	
				土・日及び休日	36,000	48,000	84,000	48,000	96,000	132,000	12,000	
		営利を目的とする場合			平日	50,400	67,200	117,600	76,800	144,000	194,400	24,000
					土・日及び休日	72,000	96,000	168,000	96,000	192,000	264,000	24,000
		指導員室 (全面利用の場合に限る)				300	400	700	400	800	1,100	100
		放送室 (全面利用の場合に限る)				1,200	1,600	2,800	1,600	3,200	4,400	400
		2分の1使用 (営利を目的とせず、入場料を徴収しない場合に限る)			平日	2,100	2,800	4,900	3,200	6,000	8,100	1,000
					土・日及び休日	3,000	4,000	7,000	4,000	8,000	11,000	1,000
	4分の1使用 (営利を目的とせず、入場料を徴収しない場合に限る)			平日	1,050	1,400	2,450	1,600	3,000	4,050	500	
				土・日及び休日	1,500	2,000	3,500	2,000	4,000	5,500	500	
	武道場	全面利用	営利を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	平日	2,100	2,800	4,900	3,200	6,000	8,100	1,000
					土・日及び休日	3,000	4,000	7,000	4,000	8,000	11,000	1,000
入場料を徴収する場合				平日	12,600	16,800	29,400	19,200	36,000	48,600	6,000	
				土・日及び休日	18,000	24,000	42,000	24,000	48,000	66,000	6,000	
営利を目的とする場合			平日	25,200	33,600	58,800	38,400	72,000	97,200	12,000		
			土・日及び休日	36,000	48,000	84,000	48,000	96,000	132,000	12,000		
2分の1使用 (営利を目的とせず、入場料を徴収しない場合に限る)			平日	1,050	1,400	2,450	1,600	3,000	4,050	500		
			土・日及び休日	1,500	2,000	3,500	2,000	4,000	5,500	500		

- 備考 1 使用時間には、準備及び使用後の整理、原状回復に要する時間も含むものとする。  
 2 使用者が市外居住者（法人にあってはその所在地）である場合の使用料は、2倍とする。  
 3 冷暖房設備を使用する場合は、全面使用の使用料の2分の1の額を加算する。  
 4 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

会議室等使用料金表 〈単位：円〉

	午前半日 午前9時 ～正午	午後半日 午後1時 ～午後5時	昼間1日 午前9時 ～午後5時	夜間半日 午後6時 ～午後10時	午後～夜間 午後1時 ～午後10時	全日 午前9時 ～午後10時	超過料金 1時間につき
研修室	2,400	3,200	5,600	3,200	6,400	8,800	800
会議室 1	1,200	1,600	2,800	1,600	3,200	4,400	400
会議室 2	900	1,200	2,100	1,200	2,400	3,300	300
会議室 3	600	800	1,400	800	1,600	2,200	200
談話室	2,400	3,200	5,600	3,200	6,400	8,800	800
トレーニング室	1,200	1,600	2,800	1,600	3,200	4,400	400

備考

- 1 使用時間には、準備及び使用後の整理、原状回復に要する時間も含むものとする。
- 2 使用者が市外居住者（法人にあってはその所在地）である場合の使用料は、2倍とする。
- 3 営利を目的とする場合の使用料は、2倍とする。
- 4 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の2分の1の額を加算する。

設備器具使用料金表 〈単位：円〉

		午前半日 午前9時 ～正午	午後半日 午後1時 ～午後5時	昼間1日 午前9時 ～午後5時	夜間半日 午後6時 ～午後10時	午後～夜間 午後1時 ～午後10時	全日 午前9時 ～午後10時	
バレーボール用支柱及びネット	1式	200	200	400	200	400	500	
テニス用支柱及びネット	1式	200	200	400	200	400	500	
バドミントン用支柱及びネット	1式	100	100	200	100	200	250	
バスケットボード	1面	100	100	200	100	200	250	
卓球台	1台	100	100	200	100	200	250	
卓球フェンス	1台	20	20	40	20	40	50	
ゲームクロック	1台	100	100	200	100	200	250	
24秒・30秒計	1台	100	100	200	100	200	250	
競技場 及び 武道場	電気差込口	1口	300	300	600	300	600	750
	一人用椅子	1脚	20	20	40	20	40	50
	長机	1脚	50	50	100	50	100	130
研修室	マイク設備・ プロジェクター・スクリーン	1式	1,500	1,500	3,000	1,500	3,000	4,000

備考

- 1 この表に定める使用時間以外の時間に利用した場合の使用料は、この表に定める時間に加えて使用した場合に限り無料とする。
- 2 この表に定めのないものについては、実費を徴収する。